2021年6月県議会　代表質問　　　　　 　　　　2021年6月24日(木)　　吉田英策

日本共産党の吉田英策です。県議団を代表して質問をいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の第４波は全国に広がり、感染力が強い変異株が主流になっています。こうした中で菅政権は、国民 に我慢を押し付け、専門家も警鐘ならすオリンピック開催を強行しようとしており、世界的なパンデミックの教訓を生かす姿勢がありません。

１６日に閉会した第２０４回通常国会では、菅首相のもとで次ぎつぎ悪法が強行されました。コロナ禍でぎりぎりの地域医療体制から、さらに病床を削減する「病床削減推進法」、７５歳以上への医療費２割負担を求める「高齢者医療費２倍化法」などは国民の命を脅かすものです。

デジタル改革関連法は、国が国民の膨大な情報を一元管理し監視できるようにする、また企業も利益のために利用できるようにするものです。土地利用規制法は米軍・自衛隊基地周の辺住民を監視し基本的人権やプライバシー、財産権をも侵害するものです。そして憲法改定に道を開く「国民投票法」など、菅政権の下でのこれら一連の戦争する国づくりの動きを許すことはできません。

とくに土地利用規制法は、基地、原発施設周辺の住民を監視し、土地や建物の情報を調査し、利用目的の届け出など怠れば刑事罰も科すものです。土地の売買など経済活動に大きな影響を与えます。政府は、強制的な接収、収用も否定していません。

度重なる国会議員の「政治とカネ」問題を解明しようとせず、国民負担を押し付ける強権政治そのものです。いまこそ菅政権に代わる命とくらし、民主主義最優先の政治こそが求められていることを指摘し、以下質問いたします。

１、新型コロナウイルス感染症対策について

コロナ対策では、ワクチンの社会的効果が表れるまでには一定の時間がかかることを前提に、コロナ封じ込めのために日本共産党は、三点提起しています。

一つは、ワクチンの迅速な接種と大規模な検査を行うこと。二つは、十分な補償と生活支援を行うことが、営業とくらしを守るためにも感染拡大の新たな波を抑えるうえでも、必要だということです。三つは、医療を削る政治を改めることです。医療機関への減収補填を行い、病床削減などをやめることです。こうした対策を一体で行ってこそ、新型コロナウイルスを封じ込めることができます。

本のワクチン接種の状況は、２回接種が終わったのは全人口の７．７％、国際比較でも１０７位と遅れています。人口比のＰＣＲ検査数は世界１４１位です。

政府が高齢者は７月末、希望する国民は遅くとも１１月までに終了すると示したことで市町村では混乱が広がっています。県内でも、知事が１１月までに接種完了を進めるとしましたが、市町村間で進捗状況に違いがある中で、すべての市町村が完了できるよう具体的な見通しを示すべきです。

①新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種に向け、実態の把握と問題を明らかにし、市町村を支援すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

高齢者や障がい者が無事ワクチン接種を終えるためには、予約や接種会場への足の確保など、困難を抱える方への支援が必要です。

②高齢者、障がい者などの接種について、丁寧な支援が求められると思いますが、県の考えを尋ねます。

③希望者全員のワクチン接種に向け、ワクチンの配分計画を示すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

　いわき市では、無症状者で希望する市民を対象にＰＣＲ検査を１７００人余り実施し、１名の陽性者を発見ました。変異株が主流になる中で、いち早く無症状感染者を見つけ出し、隔離、保護、治療するという感染症対策の基本に徹することが必要です。

④ＰＣＲ検査を大幅に拡充するとともに、変異株の検査を徹底して実施すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

医療機関は、患者数の激減により減収におちいっています。医療機関は、地域で共同して医療を提供しており、新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関だけでなく、全ての医療機関へも支援が必要です。

⑤感染者の受け入れの有無にかかわらず、全ての医療機関への減収補填を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

　保健所及び県衛生研究所の体制は、コロナ発生時から職員不足が指摘され、体制の強化が求められています。今年度の保健師の採用でも、退職者の補充のみで人員の増加には至っていません。

⑥感染状況を踏まえ、早急に保健所の人員体制を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

⑦感染状況を踏まえ、県衛生研究所の検査機器及び人員体制を拡充すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

２、コロナ禍における商工業者、若者等への支援について

　コロナ禍の下で飲食店をはじめとした中小事業者は、苦境に立たされています。東京商工リサーチの調べでは、コロナ収束が長引けば、飲食業、宿泊業などでは３割の事業者が廃業を検討しているといいます。新型コロナ感染防止のための外出禁止や事業所への時間短縮要請は、十分な補償と一体でこそ、感染拡大を抑止することができ、事業者を守ることができます。更なる事業者支援が必要です。

①持続化給付金について、再度の支給を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

②雇用調整助成金について、特例措置の延長を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

　５月の県の非常事態宣言に伴うコロナ感染拡大防止協力金は、売り上げにより３段階に分け交付されます。交付を希望する事業者からは、申請書類が多く、人手のない零細な事業所は大きな負担になると、申請書類の簡素化の要望が出されています。１日当たりの売り上げが83,333円以下の事業者へは１日２万５千円の交付額ですが全体の７割を占めます。これ以下の金額はなく、簡素化は可能だと考えます。

③福島県緊急特別対策による福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び売り上げの減少した中小事業者に対する一時金について、申請書類の簡素化を図り、迅速に支給すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

今回の自粛要請によって売り上げの減少した事業者で一時金の対象にならない事業所もあります。

④福島県緊急特別対策による売り上げの減少した中小事業者に対する一時金について、売り上げが30％以上減少している全ての事業者を対象にすべきと思うが、県の考えを尋ねます。

　市民団体がおこなうフードバンクの取り組みに毎回１００人以上の青年・学生が支援を求めて集まっています。コロナ禍で学生は将来への不安を抱き、暮らしは困窮の度合いを深めており学生への生活支援を実施すべきです。

⑤国が昨年度実施した学生支援緊急給付金について、再度の支給を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

⑥県立医科大学及び会津大学の学費を減免すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

３、東京オリンピック・パラリンピックについて

オリンピック開催は、感染拡大のリスクとともに、医師・看護師の派遣、病床の確保など、ひっ迫している医療体制をさらに危機に追いやることは明らかであり、五輪開催は中止し、コロナ対策を優先すべきです。

政府も入る５者協議は、観客数について、会場定員の５０％、１万人を上限と決めました。本県ではソフトボールと野球の７試合が予定され、観戦のための入場者は想定で7150人となり、「学校連携観戦」は別枠とされましたから、入場者はさらに増えることになります。強行すれば、変異株の感染拡大が進む中で、人の流れが更に増え感染拡大のリスクを増やすことになります。

また、県主催のライブサイトは中止しましたが、東京都主催のライブサイトが会津若松市といわき市で、自治体主催のコミュニティーライブサイトが福島市、本宮市で、それ以外にもパブリックビューイングが県内各地で計画されます。いわき市は、アクアマリンパークで予定の東京都主催のライブサイトについて県に中止を申し入れたとのことです。県民の健康、命を第一に考えれば中止すべきです。

①東京オリンピック・パラリンピックの中止を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

②新型コロナウイルス感染症の感染のリスクがあるため、競技観戦に児童・生徒を招待すべきでないと思うが、県の考えを尋ねます。

③感染のリスクが高まることから、県内で実施予定のライブサイト等を中止すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

４、原発廃炉、汚染水問題について

原子力規制庁は今年３月、福島第一原発の１号機から３号機のシールドプラグに合計で7京ベクレルもの大量の放射性セシウムが存在することを発表しました。シールドプラグとは、原子炉格納容器の上にある炉心からの放射線の遮へいのための鉄筋コンクリート円盤の蓋ですが、３枚重ねで 重量は全体で500トン以上になります。

規制庁は2011年3月の原発事故で原子炉建屋の外に放出されたセシウムの総量は1.5京ベクレル、その内8割は海上に、2割に当たる0.3京ベクレルが陸上に降ったとしています。この陸上に降った0.3京ベクレルの放射性物質によって、いまだに帰還がかなわず多くの県民が苦しんでいます。その約23倍もの放射性物質が原子炉建屋上部にとどまっているのです。

①福島第一原発の１号機から３号機までのシールドプラグの汚染状況を県民に情報提供すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

　原発事故から１０年、２月の福島沖地震では、地震計が壊れていたことが明らかになり、原子炉の冷却水漏れも起こりました。そして東電の情報発信の遅れが問題になりました。多くの県民が放射能漏れや再臨界など再び原発事故を心配しているのです。

②福島第一原発における設備の総点検を東京電力に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

東京電力は、福島第一原発の廃炉工程を３０年から４０年とし、度重なるトラブルや今回の大量の放射性物質が明らかになっても変更しようとしません。誰の目にも現在の工程では無理なことは明らかです。国、東電は、廃炉工程の見直しを行うべきです。

③福島第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップの見直しを国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

④福島第一原発の廃炉終了の姿を県はどのように考えているのか尋ねます。

　４月に政府が汚染水の海洋放出の閣議決定をした以降も県内市町村では２４日時点で２０自治体が「撤回」などの意見書を可決するなど、海洋放出への理解は得られていません。朝日新聞の自治体首長アンケート調査では7割の自治体が海洋放出に異議を唱えています。こうした声に県がどうこたえるかが問われます。

「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」とした漁業者との約束を破った国・東電は、一番安易な海洋放出を決めたわけですが、海洋放出でもタンク群はすぐにはなくならず、知事も述べたように被害は福島県だけにとどまりません。海洋放出しないことが一番の風評対策になることは明らかです。

⑤多核種除去設備等で処理した汚染水の海洋放出の決定を撤回するよう国に申し入れるべきと思うが、知事の考えを尋ねます。

⑥原子炉建屋へ流入する地下水の量をゼロにする抜本的な対策を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

廃炉安全確保県民会議が県民の声を廃炉に生かす取り組みを行っています。こうした取り組みをより進め廃炉の安全を確保し地域の声を反映させることが大事です。

⑦廃炉安全確保県民会議について、委員を地域から公募するなど地域住民の意見を一層反映させるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

福島第一原発の廃炉は長期間にわたります。日本原子力学会は、敷地を再利用できるようになるまで１００年はかかるとしています。そのすべての期間で原発事故を想定しなければなりません。ところが、福島県原子力災害避難計画では、福島第一原発の５キロ範囲で指定する予防的防護措置いわゆるＰＡＺが指定されていません。地域住民の安全のためにも指定した避難計画を策定すべきです。

⑧福島第一原発において、予防的防護措置を準備する区域、いわゆるＰＡＺの指定をすべきと思うが、県の考えを尋ねます。

５、気候変動対策について

　産業革命前に比べ平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えなければ、地球環境は甚大な被害を受け、人類の生存が危うくなることが指摘されています。今後１０年間の取り組みが重要であり、県の施策でも具体的、実効性のある対策があらゆる部門で求められます。

二酸化炭素の最大の発生元は石炭火力発電所です。２０１７年度の二酸化炭素排出事業所上位30位に、県内では４つの火力発電所が入り、合計で４０００万トンもの二酸化炭素を排出しています。こうした石炭火力発電所に対して、削減や中止を求めなければ、県のカーボンニュートラル宣言を実効あるものにし、脱炭素を実現することはできません。

①温室効果ガスの排出量削減を県内の石炭火力発電所に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

また、二酸化炭素排出が既存の火力発電所に比べ１５％削減に過ぎないＩＧＣＣは長期間の運転で二酸化炭素を大量に発生し、世界的な脱炭素の流れに逆行します。

②石炭ガス化複合発電いわゆるＩＧＣＣの中止を求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

小名浜港東港では、輸入した石炭に含まれる鉄くずなどの異物を取り除く施設の拡張工事が行われます。石炭輸入先の変更によるものですが、こうした施設建設は、世界的な脱石炭の流れに逆行するもので行うべきではありません。

③石炭の荷揚げのための新たな小名浜港東港地区の整備は中止すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

　脱炭素を実現するためには、自然エネルギーの秩序ある推進が必要です。自然エネルギーであっても地形の改変や土砂災害を引き起こす事例が発生し、生活環境への脅威になっています。いわき市の三大明神風力発電事業や１１８haの広大な林地開発が必要になる相馬市玉野地区の大型太陽光発電所、１万人もの反対署名が上がっている伊達市梁川町の廃プラスチックも燃料とするバイオマス発電事業は住民合意には至っていません。

④住民合意のない再生可能エネルギーの発電所建設計画は中止を求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

⑤住民合意・参加型の再生可能エネルギー推進条例を制定すべき思うが、県の考えを尋ねます。

６、令和元年東日本台風等の被災者支援について

　甚大な被害を出した令和元年東日本台風等の被災者の借り上げ住宅への入居期限の２年が迫っています。住宅再建支援金の給付が進まない中で住宅再建の見通しが立たない被災者への支援が必要です。

①令和元年東日本台風等に係る借り上げ住宅について、入居者の生活再建の見通しが立たない場合、供与期間を延長すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

７、デジタル改革関連法について

　先の国会で成立した、デジタル社会形成基本法など６本の法律からなるデジタル改革関連法は、その基本となるデジタル社会形成基本法では、個人情報保護という基本理念が無く、行政が持つ膨大な個人情報を国が一元管理し、企業の儲けに利用できるようにするもので、基本的人権やプライバシー権を侵すものです。

　過去には、国を相手取った原告の個人情報を防衛省が外部に提供しようとしたこと。また、住宅金融支援機構が名前を加工した１８万人分のデータを民間銀行に提供したころ。また税務調査で、個人情報保護法によって外部に情報を漏らすことができない、銀行の個人預金のデータまでもが、「適用除外」とされたことがあります。

　自治体では、自治体の情報システムの標準化の強制は、自治体の主体性を否定し、住民福祉と地方自治を侵害します。

住民サービスは、システムの「共通化・標準化」のもと、子どもの医療費無料化、税金・国民健康保険税・介護保険料の免除、学校給食費無料化などの自治体独自の住民サービスの抑制につながる恐れがあります。

①個人情報保護の基本理念がないデジタル社会形成基本法は、個人情報が企業などの利益のために使用され、個人のプライバシーを侵害する恐れがあると思うが、県の考えを尋ねます。

②県と会津地方１３市町村の自治体行政スマートプロジェクトのモデル事業は、個人情報保護を規定した条例を形骸化させる恐れがあると思うが、県の考えを尋ねます。

③個人のプライバシーを侵害し、自治体独自の住民サービスを抑制するデジタル改革関連法の廃止を国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

８、凍霜害等被災農家への支援について

　今年4月に発生した霜被害は、県内農作物に約28億円もの甚大な被害を及ぼしました。県内28市町村に被害が及び、記録に残るものとしては過去2番目の被害の大きさです。被害はモモやナシなど果樹が大半で、県内果樹産出額の約1割に達しています。特に県北地方の被害が大きく、まったく収穫が見込めない畑もあります。

また県中、県南地方ではひょう被害も発生しました。収入保険や果樹共済の加入面積はわずか26％であり未加入農家への補償はありません。被災農家の再生産を補償する減収補てんの制度が必要です。度重なる自然災害から農家経営を守ることは、農業を守ることになります。

①農業経営収入保険に白色申告の農家も加入できるよう国に求めるべきと思うが、県の考えを尋ねます。

②凍霜害で被災した農家の再生産に向けた支援を行うとともに、収入保険や果樹共済に加入していない被災農家への減収補填を行うべきと思うが、県の考えを尋ねます。

③ひょう害で被災した農家を支援すべきと思うが、県の考えを尋ねます。

９、教育行政について

　県教育委員会が進める高等学校の統廃合により廃止される高校の関係者から、合意が十分にできていないと批判の声が出されています。日程ありきで強引に進める県教育委員会への批判です。

地域の高齢化の中で、高校がなくなれば地域の活性化に逆行し、公共交通機関の運行や、地域の文化の継承などにも影響し、地域全体の問題としてとらえ

住民の合意も尊重しなければなりません。

①住民合意のない県立高等学校改革前期実施計画の凍結及び後期実施計画の策定を中止すべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

　県教育委員会は、「多忙化解消アクションプラン」を取り組み、多忙化解消を図ってきましたが、教育委員会自身が認めるように、依然として長時間の勤務は存在しています。教職員の多忙化は解消されていません。

②県教育委員会は、アクションプランの取組で教職員の多忙化が解消できていない要因をどのように捉えているのか尋ねます。

　今年度から新たに、教職員多忙化解消アクションプランⅡが取り組まれます。教職員の多忙化を解消するためにはこの間の教訓を生かすこととともに、教職員の数を増やすことが決定的です。

1. 多忙化解消に向け、教職員を増やすべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

アクションプランⅡでは、校務処理の効率化として、児童生徒の教育、保健、学籍、事務の情報を紐づけする、「統合型校務支援システム」の導入を促進します。児童生徒の成長の管理や事務の効率化は、学校単位でおこなえばよく、県教委による一元管理はデータの流出などが起こればプライバシー、人権の侵害にもなりかねず中止すべきです。

④県立学校における統合型校務支援システムの運用について、県教育委員会による一元管理は中止すべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

教員免許更新制度は、１０年毎に３０時間の「更新講習」を受講しないと免許が失効する制度です。実施から１０年、教員不足を深刻化させました。講習費用は自己負担であり、文部科学大臣でさえ「教師が多忙な中で経済的・物理的負担感が生じている」と認めており、弊害は明らかです。こうした中、文科大臣は教員免許更新制度の抜本的な見直しについて早急に結論を出すよう中央教育審議会に諮問しました。廃止が必要です。

⑤教員に経済的・物理的負担を強いる教員免許更新制度の廃止を国に求めるべきと思うが、県教育委員会の考えを尋ねます。

10、総合計画について

　今年は県の「新たな総合計画」が策定されます。連続する災害や新型コロナに見舞われている本県の、今後１０年を見据え、医療・介護や公衆衛生の体制強化、原発ゼロの実現、くらしと生業中心の復興、農林水産業・中小商工業・観光業の振興、気候変動対策、ジェンダー平等など盛り込むべき課題は山積みしています。

異常気象による大規模災害や新型コロナウイルスを通して、これまでの社会のあり方そのものに対する認識の変化が世界的な規模で起こり、県民の意識も大きく変化、発展しています。こうした県民の声にかみ合う計画にする必要があります。

①あらたな総合計画の策定に当たっては、地域環境を守り、原発に頼らない自然エネルギー中心の社会、ケアに手厚い社会、人権が尊重される社会を掲げ、その実現に向けて、誰一人取り残さず、一人一人の県民が大切にされる人間に光を当てた観点を基本とすべきと思うが、県の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。